

令和6年守山市議会9月定例会月会議日程 (案)

(会議期間 28 日間)

月	日	曜	日	程	開 議 時 刻
9	4	水	本 会 議	開会、諸般の報告 会議録署名議員の指名 会議期間の決定 議案上程、提案説明 <認定第1号から認定第9号までおよび議第43号から議第52号までならびに諮問第2号および諮問第4号> 議案質疑(議第52号ならびに諮問第2号および諮問第4号) 討論、一部採決 決算特別委員会の設置および委員の選任 議案上程、提案説明 <諮問第3号> 議案質疑(諮問第3号) 討論、一部採決	午前9時30分
	5	木	休 会	議案熟読調査 質疑、質問締切日(9日 午後5時15分)	
	6	金			
	7	土			
	8	日			
	9	月			
	10	火			
	11	水			
	12	木			
	13	金			
	14	土			
	15	日			
	16	月			
	17	火	本 会 議	個人質問(議案質疑および一般質問) 委員会付託	午前9時30分
	18	水			
	19	木	休 会	総務常任委員会 文教福祉常任委員会 環境生活都市経済常任委員会 決算特別委員会 決算特別委員会 決算特別委員会 討論締切(30日正午)	(午前9時30分)
	20	金			(午前9時30分)
	21	土			
	22	日			
	23	月			
	24	火			(午前9時30分)
	25	水			(午前9時30分)
	26	木			(午前9時30分)
	27	金			(午前9時30分)
	28	土			
	29	日			
	30	月			
10	1	火	本 会 議	常任委員長等審査結果報告 質疑、討論、採決 特別委員長審査報告	午前9時30分

令和6年守山市議会9月定例会会議提出予定議案（案）

1 付議件数

専決案件	— 件	その他の案件	0 件
認定案件	9 件	諮問案件	3 件
予算案件	4 件	推薦案件	— 件
条例案件	5 件	提出案件計	22 件
人事案件	1 件	（報告案件）	4 件

提出日 令和6年9月4日（予定）

2 議案概要

【認定第1号】 令和5年度守山市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、認定に付するもの

歳入決算総額	38,158,799千円
歳出決算総額	37,355,142千円
歳入歳出差引額	803,657千円
翌年度へ繰越すべき財源	148,425千円
実質収支	655,232千円

【認定第2号】 令和5年度守山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、認定に付するもの

歳入決算総額	6,739,167千円
歳出決算総額	6,717,693千円
歳入歳出差引額	21,474千円
翌年度へ繰越すべき財源	0千円
実質収支	21,474千円

【認定第3号】 令和5年度守山市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、認定に付するもの

歳入決算総額	70,776千円
歳出決算総額	65,809千円
歳入歳出差引額	4,967千円
翌年度へ繰越すべき財源	0千円
実質収支	4,967千円

【認定第4号】 令和5年度守山市育英奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、認定に付するもの

歳入決算総額	19,830千円
歳出決算総額	17,520千円
歳入歳出差引額	2,310千円
翌年度へ繰越すべき財源	0千円
実質収支	2,310千円

【認定第5号】 令和5年度守山市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、認定に付するもの

＜保険事業勘定＞

歳入決算総額	5,824,429千円
歳出決算総額	5,749,587千円
歳入歳出差引額	74,842千円
翌年度へ繰越すべき財源	0千円
実質収支	74,842千円

＜サービス事業勘定＞

歳入決算総額	36,293千円
歳出決算総額	36,293千円
歳入歳出差引額	0千円
翌年度へ繰越すべき財源	0千円
実質収支	0千円

【認定第6号】 令和5年度守山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、認定に付するもの

歳入決算総額	1,071,694千円
歳出決算総額	1,069,153千円
歳入歳出差引額	2,541千円
翌年度へ繰越すべき財源	0千円
実質収支	2,541千円

【認定第7号】 令和5年度守山市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、認定に付するもの

収益的収入決算額	1,464,348,459円
支出決算額	1,341,424,048円
資本的収入決算額	418,300,000円

支出決算	862,550,892円
当年度純利益	122,924,411円
当年度未処分利益剰余金	309,844,454円

【認定第8号】 令和5年度守山市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、認定に付するもの

収益的收入決算額	2,150,812,938円
支出決算額	2,144,072,514円
資本的收入決算額	854,741,700円
支出決算額	1,747,018,667円
当年度純利益	6,740,424円
当年度未処分利益剰余金	6,740,424円

【認定第9号】 令和5年度守山市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、認定に付するもの

収益的收入決算額	407,152,373円
支出決算額	524,704,555円
資本的收入決算額	281,855,298円
支出決算額	391,809,758円
当年度純損失	127,975,155円
当年度未処理欠損金	1,527,078,107円

【議第43号】 令和6年度守山市一般会計補正予算（第2号）

歳入歳出補正額 513,000千円 （補正後の額 36,436,387千円）

【議第44号】 令和6年度守山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出補正額 34,991千円 （補正後の額 6,946,991千円）

【議第45号】 令和6年度守山市介護保険特別会計補正予算（第1号）

<保険事業勘定>

歳入歳出補正額 70,439千円 （補正後の額 6,175,439千円）

【議第46号】 令和6年度守山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出補正額 1,018千円 （補正後の額 1,204,018千円）

【議第47号】 守山市使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

(改正概要) これまで特定行政庁のみで行っていた計画通知の審査・検査等を指定確認検査機関でも行えるものとする建築基準法の一部改正に伴い、本市条例で手数料を定めている中間検査、完了検査等の根拠法に引用条項ずれが生じたため、必要な改正を行おうとするもの

(施行期日) 第14次地方分権一括法による建築基準法の一部改正の施行の日

【議題48号】 守山市立保育園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 待機児童対策に当たって、吉身保育園本園の定員を超えた受入拡充や、今後、保育園の計画的な整備を予定しているため、暫定措置として開設していた吉身保育園分園を廃止するにつき、必要な改正を行おうとするもの

(施行期日) 公布の日

【議第49号】 守山市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 国民健康保険法の一部改正により、令和6年12月2日から被保険者証の発行が廃止されるため、被保険者証の返還に応じない者に対する過料に係る罰則規定を削除するもの

(施行期日等)

(1) 施行期日

令和6年12月2日

(2) 経過措置

施行日以前に行った被保険者証の返還指示および現に交付されている被保険者証に対する施行日以後の返還指示に応じない者には、従前の例により過料を科す。

【議第50号】 守山市都市公園条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 利用者の利便性向上を図るため、守山市民運動公園屋外施設に係る照明の使用時間および利用料金について、必要な改正を行おうとするもの

(1) 守山市民スポーツ広場

現行

区分	午前6時から午後6時まで 1コーナー1時間につき	午後6時から午後9時まで (夜間照明施設の使用を含む。) 1コーナー3時間につき
日曜日、土曜日 および休日	190円	3,300円
その他の日	140円	2,200円

改正後

区分	夜間照明施設を使用しない場合 午前6時から午後6時まで 1コーナー1時間につき	夜間照明施設を使用する場合 午後5時から午後9時までの間 1コーナーにつき	
		3時間以内の 利用の場合	4時間の利用 の場合
日曜日、土曜日 および休日	190円	3,300円	4,400円
その他の日	140円	2,200円	2,940円

(2) 守山市民運動公園ソフトボール場

現行

区分	午前6時から午後6時まで 1時間につき	午後6時から午後9時まで (夜間照明施設の使用を含む。) 3時間につき
日曜日、土曜日 および休日	490円	5,600円
その他の日	340円	3,700円

改正後

区分	午前6時から午後9時まで 1時間につき	
	夜間照明施設を使用しない場合	夜間照明施設を使用する場合
日曜日、土曜日 および休日	490円	1,870円
その他の日	340円	1,240円

(施行期日) 令和6年11月1日

【議第51号】 守山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、笠原産業用地地区計画を策定し地区整備計画を定めることに伴い、当該地区整備計画で定めている建築物に関する制限について、その実効性を担保するため、必要な改正を行おうとするもの

(1) 笠原産業用地地区整備計画区域の建築物に関する規定を追加する。

ア 地区整備計画の名称

笠原産業用地地区整備計画

イ 用途の制限

建築することができる建築物を定める。

(ア) 工場、研究所または倉庫（倉庫業を営む倉庫を除く。）の用途に供する建築物

(イ) 建築基準法別表第2（イ）項第9号に規定する巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令で定める公益上必要な建築物

(ウ) (ア)および(イ)の建築物に附属するもの

(イ) (ア)、(イ)および(ウ)に類する建築物で笠原産業用地の土地利用に適合すると市長が認めたもの

ウ 建築物の容積率の最高限度

10分の20

エ 建築物の建ぺい率の最高限度

10分の6

オ 建築物の敷地面積の最低限度

5,000平方メートル。ただし、イ 用途の制限中(ア)以外の建築物は、この限りでない。

カ 壁面の位置の制限

建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から地区計画区域の境界線および県道近江八幡守山線の道路境界線までの距離 10メートル以上。ただし、守衛室、物置、自転車置場その他これらに類する用途に供し、軒の高さが3メートル以下の建築物については、この限りでない。

キ 高さの最高限度

25メートル。ただし、建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から地区計画区域の境界線までの距離が15メートルを超える建築物（当該建築物の敷地面積が4ヘクタール以上である場合に限る。）については、この限りでない。

(施行期日) 公布の日

【議第52号】 守山市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、同意を求めるもの

よし だ いく お 吉 田 郁 雄（矢島町在住）（再任 2期目）

任期 令和6年10月1日から（4年間）

【諮問第2号】 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

委員の任期満了に伴う候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき意見を求めるもの

なか い ひで お 中 井 英 雄（伊勢町在住）（再任 4期目）

任期 令和7年1月1日から（3年間）

【諮問第3号】 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

委員の任期満了に伴う候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき意見を求めるもの

ふじ き よし み
藤 木 好 美（矢島町在住）（再任 5期目）

任期 令和7年1月1日から（3年間）

【諮問第4号】 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

委員の任期満了に伴う候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき意見を求めるもの

いま い とも はる
今 井 知 春（水保町在住）（再任 4期目）

任期 令和7年1月1日から（3年間）

【報告第14号】 令和5年度健全化判断比率および資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項の規定に基づき、報告するもの

実質赤字比率	— [比率なし]（—）	
連結実質赤字比率	— [比率なし]（—）	
実質公債費比率	3.7%（4.5%）	
将来負担比率	13.4%（—）	
資金不足比率	— [比率なし]（—）	※（ ）は令和4年度実績

【報告第15号】 令和5年度一般財団法人守山野洲市民交流プラザの決算の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告するもの

【報告第16号】 令和5年度公益財団法人守山市文化体育振興事業団の決算の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告するもの

【報告第17号】 専決処分の報告について

令和6年7月5日に守山市小島町地先で発生した道路陥没による車両物損事故に関する和解と本市が支払うべき損害賠償金の額を委任専決処分により決定したことについて、地方自治法第180条第2項の規定により報告するもの

損害賠償の額 金5,400円

令和6年守山市議会9月定例会会議 補正予算の概要

1 【議第43号】 令和6年度守山市一般会計補正予算(第2号)

歳入歳出補正額

513,000 千円

(補正後の額)

36,436,387 千円)

補正概要

- ① 野洲川歴史公園サッカー場駐車場整備事業 63,491千円
野洲川歴史公園サッカー場の駐車場は慢性的に不足する中、国スポ・障スポを控えていることも踏まえ、新たに駐車場の整備を図るもの
- ② 民設放課後児童クラブ施設整備事業費補助金 5,550千円
河西小学校区に児童クラブを設置(定員80人)するため、事業者に対して施設整備費等を補助するもの
- ③ 法人立保育園整備事業費補助金 51,029千円
0～5歳児を対象とした民設民営による新たな保育園(定員90人)の受け皿を公募し、今般、運営法人を決定したことからその整備に係る支援を行うもの
- ④ 都市基盤の整備に係る費用の補正
・市道舗装修繕および改良費、交通安全施設整備費、通学路安全対策費の増額補正 116,400千円
・河川改良費の増額補正 18,000千円
- ⑤ JR守山駅西口渋滞対策社会実験事業 7,500千円
守山駅西口における渋滞解消に向け、社会実験としてロータリー内の横断歩道を撤去することによる影響等について効果検証を行うもの
- ⑥ 市内3中学校体育館空調設備設計業務 9,900千円
中学校の体育館は、通常の授業や部活動だけでなく避難所としても活用することを踏まえ、熱中症対策として各校体育館に空調設備を整備するための設計を行うもの
- ⑦ 市立幼稚園給食 外部搬入342,000千円(債務負担行為)、食器等26,000千円
R7年4月から市立幼稚園全園で外部搬入による給食の提供を開始する。これに伴い、外部搬入を行うための債務負担行為および食器等の購入費の補正を行うもの

歳入歳出補正

(歳入)

千円

分担金及び負担金		622
衛生費負担金		622
(未熟児養育医療負担金)	622	
国庫支出金		187,754
民生費国庫負担金		93,750
(生活保護費負担金)	93,750	
衛生費国庫負担金		661
(未熟児養育医療給付費負担金)	661	
総務費国庫補助金		28,730
(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	28,730	
民生費国庫補助金		58,829
(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	18,100	
(子ども・子育て支援交付金)	1,850	
(就学前教育・保育施設整備交付金)	38,879	
土木費国庫補助金		5,784
(社会資本整備総合交付金(道路事業))	8,189	
(社会資本整備総合交付金(狭あい道路事業))	295	
(都市構造再編集中支援事業費補助金)	▲ 2,700	
県支出金		2,180
衛生費県負担金		330
(未熟児養育医療給付費負担金)	330	
民生費県補助金		1,850
(地域子育て支援事業費補助金)	1,850	
繰越金		193,144
繰越金		193,144
(前年度繰越金)	193,144	
市債		129,300
総務債		47,500
(野洲川歴史公園サッカー場駐車場整備事業債)	47,500	
民生債		9,700
(法人立保育園等整備事業債)	9,700	
土木債		72,100
(道路改良事業債)	53,300	
(狭あい道路整備事業債)	1,300	
(河川改良事業債)	17,500	

(歳出)		千円
総務費		68,291
総務管理費	68,291	
(自転車購入補助金)	1,000	
(市民球場排水対策工事設計業務)	3,800	
① (野洲川歴史公園サッカー場駐車場整備工事)	63,491	
民生費		211,879
社会福祉費	21,700	
(第5期守山市地域福祉計画策定支援業務)	3,600	
(新たに住民税非課税等となる世帯への給付金)	18,100	
児童福祉費	65,179	
② (民設放課後児童クラブ施設整備事業費補助金)	5,550	
(吉身保育園分園現状復旧工事)	8,600	
③ (法人立保育園整備事業費補助金)	51,029	
生活保護費	125,000	
(生活保護費)	125,000	
衛生費		7,000
保健衛生費	2,000	
(未熟児養育医療給付費)	2,000	
環境衛生費	5,000	
(ほたるの森資料館木道修繕工事)	5,000	
農水産業費		36,030
農業費	31,350	
(肥育牛導入事業費補助金等)	3,750	
(収入保険加入推進事業費補助金)	2,000	
(燃油高騰対策支援事業補助金)	22,300	
(農業生産基盤整備事業費補助金)	3,300	
水産業費	4,680	
(燃油高騰対策支援事業費補助金)	680	
(赤野井港湾照明等設置工事)	4,000	
土木費		144,400
土木管理費	2,500	
(JR守山駅東口自転車駐輪場駐輪ラック交換工事)	2,500	
④ 道路橋梁費	116,400	
(自治会要望等による道路修繕、緊急小修繕)	31,500	
(舗装修繕等市道改良事業)	41,200	
(通学路安全対策事業)	25,800	
(狭あい道路整備事業)	1,900	
(交通安全施設整備事業)	16,000	
④ 河川費	18,000	
(自治会要望等による河川改修工事等)	18,000	
⑤ 都市計画費	7,500	
(JR守山駅西口渋滞対策社会実験事業)	7,500	
教育費		45,400
小学校費	7,000	
(市内小学校緊急修繕工事)	7,000	
中学校費	11,400	
(市内中学校緊急修繕工事)	1,500	
⑥ (市内3中学校体育館空調設備設計業務)	9,900	
⑦ 幼稚園費	26,000	
(幼稚園給食開始に伴う食器等購入)	26,000	
社会教育費	1,000	
(ルシオール アート キッズフェスティバル開催準備業務)	1,000	

債務負担行為の補正

追加	事 項	期 間	限 度 額
	広報もりやま印刷事業	6年度～8年度	38,000
	第5期守山市地域福祉計画作成支援事業	7年度	3,600
	保育園保健検査事業	6年度～7年度	234
	保育園給食調理業務委託事業(守山保育園、小津こども園、中洲こども園)	6年度～9年度	168,490
	デジタルドリル導入事業	6年度～11年度	67,000
	幼稚園保健検査事業	6年度～7年度	3,600
⑦	幼稚園給食業務委託事業	6年度～9年度	342,000
	ルシオール アート キッズフェスティバル開催事業	7年度	7,400
	学校保健検査事業	6年度～7年度	21,600
	学校給食従事職員検便検査等事業	6年度～7年度	858

地方債の補正

追加	事 業 名	限 度 額
	野洲川歴史公園サッカー場駐車場整備事業債	47,500
	法人立保育園等整備事業債	9,700

変更	事 業 名	補 正 前	補 正 額	補 正 後
	道路改良事業債	295,500	53,300	348,800
	狭あい道路整備事業債	3,100	1,300	4,400
	河川改良事業債	37,900	17,500	55,400

2【議第44号】令和6年度守山市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出補正額

34,991 千円

(補正後の額

6,946,991 千円)

補正概要

滋賀県国保保険給付費等交付金の前年度の精算に伴う返還金を補正するもの。交付金の剰余分については、事務を委任している滋賀県国民健康保険団体連合会より5月に支払いを受けているため、歳入も補正を行うもの

歳入歳出補正

(歳入)	千円
繰越金	673
前年度繰越金 (前年度繰越金)	673
諸収入	34,318
雑入 (保険給付費等交付金等返還金)	34,318
(歳出)	千円
諸支出金	34,991
償還金及び還付加算金 (国庫負担金返還金)	34,991

3 【議第45号】 令和6年度守山市介護保険特別会計補正予算(第1号)

＜保険事業勘定＞

歳入歳出補正額

70,439 千円

(補正後の額

6,175,439 千円)

補正概要

前年度の精算による介護給付費等の国県負担金等返還金について補正するもの

歳入歳出補正			
(歳入)			
繰越金			千円
			70,439
繰越金		70,439	
(繰越金)	70,439		
(歳出)			
諸支出金			千円
			73,595
償還金及び還付加算金		73,595	
(介護給付費国県支出金等返還金)	73,595		
予備費			▲ 3,156
予備費		▲ 3,156	
(予備費)	▲ 3,156		

4 【議第46号】 令和6年度守山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出補正額

1,018 千円

(補正後の額

1,204,018 千円)

補正概要

被保険者の死亡・転出、所得更正による過年度保険料の減額変更等に伴う保険料還付に対する還付金の補正

歳入歳出補正			
(歳入)			
繰越金			千円
			538
繰越金		538	
(保険料還付未済繰越金)	538		
諸収入			480
償還金及び還付加算金		480	
(保険料還付金)	480		
(歳出)			
諸支出金			千円
			1,018
償還金及び還付加算金		1,018	
(保険料還付金)	1,018		